令 和 元 年 １ ２ 月
京都市行財政局人事課

京都精神保健福祉施設協議会・京都精神障害保健福祉士協会からの
要望に係る回答について

平素は，京都市政にご理解，ご協力をいただき，誠にありがとうございます。

令和元年１２月９日付けでご要望いただきました「京都市正規職員採用試験における障害者への対応について」，以下のとおり回答させていただきます。

１　報道内容についての確認（知的障害・精神障害のある方の採用を実施しない理由）及び
２　京都市の正規職員における障害者採用について

障害のある方の就労については，社会参加の重要な要素であるとともに，社会的に自立し，生きがいを持つ大切な意義があることから，本市では，障害の種別に関係なく，意欲や能力に応じて，誰もが就労を通して，社会参加できる共生社会の実現に向け，取り組んでいるところでございます。

知的障害・精神障害のある方の採用に当たっては，職場でその能力を発揮していきいきと活躍していただくためには，従事いただく業務，勤務条件，選考方法等をどのようにするべきか等に解決すべき課題があることから，この間，検討を行っていましたが，令和２年度からは，障害のある方を対象とした正規職員の採用試験について，知的障害・精神障害のある方についても，受験いただけるよう受験要件を拡大します。

また，障害の特性や程度によっては，体調面や体力面の制約からフルタイム勤務など地方公務員法において一般事務職に求められる勤務条件で就労していただくことが困難な方や，より軽易な補助的業務を希望される方も想定されることから，柔軟に勤務時間や業務内容等を調整することができる会計年度任用職員としての雇用を行ってまいります。

３　身体に障害のある方以外の障害のある受験希望者からの問合せの有無について

職員採用試験に関して，市長への手紙や電話などの方法でお問い合わせいただいています。

例えば，知的障害者や精神障害者にも受験資格を認めて欲しい旨の市長への手紙をいただいたときには，以下のとおりお答えしています。

「職員採用試験の受験資格につきまして，現在，知的障害，精神障害のある方を含めておりませんが，知的障害，精神障害のある方が正職員として採用されるにあたって，従事していただく業務や，勤務条件等の課題も踏まえ，障害のある方が自治体職員として意欲と能力を発揮し，活躍していただけるよう，障害者採用試験の受験資格拡大を含めて，引き続き検討しております。」